

平成14年12月25日

自由民主党総裁 小泉 純一郎 殿
民主党代表 菅 直 人 殿
公明党代表 神 崎 武 法 殿
自由党党首 小 沢 一 郎 殿
日本共産党委員長 志位 和夫 殿
社会民主党党首 土井 たか子 殿
保守党党首 野 田 毅 殿

公 開 質 問 書

薬害オンブズパーソン会議

代 表 鈴 木 利 廣

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2 伊藤ビル 3 階

電話 03(3350)0607 FAX03(5363)7080

e-mail yakugai@t3.rim.or.jp

<http://www.yakugai.gr.jp>

当会議は、薬害防止を目的に1997年6月に発足した市民団体です。「独立行政法人医療機器総合機構法案」について、下記のとおり質問致します。

記

一 質問の理由

本年12月14日に参議院本会議で可決成立した「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案」は、国の責任において行うべき医薬品等の安全性確保という課題を独立行政法人に委託すること、審査部門、安全監視部門及び被害者救済部門と研究開発振興部門を同一組織内で行うこと、人材供給及び資金供給を製薬企業に大きく依存すること等、医薬品等の安全性確保について多くの問題点を含むことが各方面から指摘され、とりわけ、過去の様々な薬害の被害者の方々が、過去の悲惨な薬害の教訓を無にするものであるとして、激しく反対したことは報道されたとおりです。

これらの指摘を受け、参議院厚生労働委員会における審議では、参考人招致等を通じて本法案の問題点が明らかにされ、法案の問題点について整理した大臣答弁が行われ、法案の根幹部分を一部修正するに等しい内容を含む委員会決議がなされるに至りました。

これに対し、衆議院では特殊法人等改革に関する特別委員会において他の特殊法人改革関連法案と46法案一括して審議され、わずか一週間で何らの意見を付することもなく可決されております。

国民の生命と健康にかかわる重要法案が、衆議院において十分な審議を経ることなく採決に至ったことを、私たちは重大な問題と受け止めております。

そこで、法案審議のあり方について、衆議院の責任が検証され、その反省に基づき今後の施策が検討されるべきであると考え、下記のとおり質問致します。

二 質問

- 1 「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案」について、衆議院では特殊法人等改革に関する特別委員会において他の特殊法人改革関連法案と46法案一括して審議され、わずか一週間で何らの意見を付することもなく可決されたのに対し、参議院においては厚生労働委員会で審議され、薬害被害者らの参考人招致も行われた。そして、その結果、法案の問題点について整理した大臣答弁、委員会決議がなされるに至った。

このように、衆参両院委員会での審議内容・結果において差異が生じた理由は何にあると考えるか。

衆議院においては本法案を薬務行政に詳しい厚生労働委員会ではなく、薬務行政や薬害の歴史に必ずしも詳しいとはいえない特殊法人等改革に関する特別委員会において、他の45本の特殊法人改革関連法案と一括審議に付したことに大きな要因があると考えがいかがか。

- 2 衆議院において、本法案を特殊法人等改革に関する特別委員会に一括審議に付すという方針については、いつどこで決定されたのか。またその決定は、全会一致か多数決かいずれの方法でなされたのか。
- 3 本法案を特殊法人等改革に関する特別委員会に一括審議に付すという方針を決定するに際し、貴党は賛成したのか、反対したのか。

賛成したとすれば、参議院の審議経過を踏まえて考えれば、その決定は誤りであったと思うがいかがか。

また反対したとすれば、それでもなお上記のような一括審議となってしまったのは何故か。

- 4 今後について、薬害被害者達は、薬害の再発を防止し、被害の救済の充実を

図るためには、本法に基づく制度の具体化に当たり、薬害被害者らの意見が反映されることが必要であると考え、そのためには、厚生労働省及び新法人と薬害被害者との継続した協議の場が設けることなどが必要であると考えているが、これについて貴党の意見と具体的支援の方法等について述べられたい。

5 その他本法案の審議結果について、自由に述べられたい。

三 回答について

回答については、ご多忙のところ恐縮ですが、平成15年1月6日までに、頭書記載の事務所までFAXもしくは郵便にてお届けいただきますようお願い申し上げます。なお、回答については、報道機関等を通じて公開する予定です。

以上